省　令

○総務省令第四十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十八日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二十七の二十一第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「、G七W電波又はX七W電波」を「又はG七W電波」に改め、同号ロ中「、六四値直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調」を「又は六四値直交振幅変調」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものの

イ　通信方式は、単向通信方式であること。

ロ　変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。

ハ　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

別表第一号注31(7)ア(ウ)中「5.85GHz」を「1,240MHz」に改める。

別表第二号第101(3)中「5,85GHzを超え5,925GHz以下」を「1,240MHzを超え1,300MHz以下、2,330MHzを超え2,370MHz以下、5,85GHzを超え5,925GHz以下」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとして指定した財団法人全日本交通安全協会から名称の変更の届出があったので、交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第十二条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十八日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　全国交通安全活動推進センターの名称

(一)　変更前の名称　財団法人全日本交通安全協会

(二)　変更後の名称　一般財団法人全日本交通安全協会

二　変更の年月日　平成二十五年四月一日

○中央選挙管理会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二第十二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に平成二十五年四月十日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十八日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

住　所　東京都足立区六月二―五―一七　パープルタウン竹の塚三〇七号

氏　名　神﨑　浩昭

○中央選挙管理会告示第五号

中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、平成二十五年四月十日次のように定めたので告示する。

平成二十五年四月十八日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

住　所　大阪府豊中市曽根東町一―一〇―三―三〇七号

氏　名　中野　寛成

○法務省告示第百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

自動車部品工業株式会社	神奈川県海老名市上郷四丁目三番一号	機械加工

○法務省告示第百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

殿岡良明	群馬県太田市大原町千四百九十五番地	耕種農業

○法務省告示第百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表穴田有機有限会社の項を削り、同表に次のように加える。

田中正彦	愛知県田原市亀山町スルシ沢二十八番地四	耕種農業

○外務省告示第百五十二号

平成二十五年四月八日にダルエスサラームで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タンザニア連合共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタンザニア連合共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十六億五千九百万円（七、六五九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、第二次道路セクター支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、タンザニア連合共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、タンザニア連合共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、タンザニアの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。